瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例　新旧対照表

新	旧
瑞穂町会計年度任用職員の報酬等に関する条例	瑞穂町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
（趣旨）	（趣旨）
第1条　会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。	第1条　会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
第2条及び第3条　略	第2条及び第3条　略
（報酬の支払）	（報酬の支払）
第4条　この条例に基づく報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当は、通貨で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。	第4条　この条例に基づく報酬、費用弁償及び期末手当は、通貨で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。
第5条から第9条　略	第5条から第9条　略
（期末手当）	（期末手当）
第10条　期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ期末手当基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの期末手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは任期満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。	第10条　期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは任期満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2から4　略 （勤勉手当） 第11条　勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、勤勉手当基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ勤勉手当基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの勤勉手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは任期満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。 2　勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段で定める額に、給与条例第17条第2項に掲げる職員に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。 4　前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。	2から4　略
第12条　略	第11条　略
別表第1及び別表第2　略	別表第1及び別表第2　略
附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和6年4月1日から施行する。 2　略	